

吉野川市告示第41号

吉野川市有害鳥獣侵入防止柵設置補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年3月29日

吉野川市長 原 井 敬

吉野川市有害鳥獣侵入防止柵設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、鳥獣による農作物に対する被害（以下「農作物被害」という。）を防止するため、侵入防止柵の資材等を購入する者に対し、予算の範囲内において交付する吉野川市有害鳥獣侵入防止柵設置補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものとし、この告示に定めるもののほか必要な事項は、吉野川市補助金交付規則（平成16年吉野川市規則第45号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において「侵入防止柵」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) ワイヤーマッシュ柵
- (2) 金網柵
- (3) ネット柵
- (4) 電気柵
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市内において農作物被害を受けている農業者等であって、過去3年間にこの告示に基づく補助金の交付を受けていないものとする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、農作物を作付けしている市内の農地において、侵入防止柵を設置するものであって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 侵入防止柵の設置は、補助対象者自らが行うこと。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。
- (2) 次に掲げる要件を全て満たす農地であること。

ア 過去に、この告示に基づく補助金の交付を受けたときに設置した農地と同じ農地でないこと。

イ 有害鳥獣侵入防止柵を国、他の地方公共団体等から貸与して設置している農地と同じ農地でないこと。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 侵入防止柵の資材の購入に要する経費
  - (2) 侵入防止柵の資材に附帯するものであって、市長が必要と認める経費
- (補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費を合算した額の2分の1に相当する額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、5万円を限度とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ吉野川市有害鳥獣侵入防止柵設置補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 補助対象経費に係る見積書の写し
- (3) 位置図
- (4) 現況写真

(交付の決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査、現地調査等によりその内容を審査し、適当と認めるときは、吉野川市有害鳥獣侵入防止柵設置補助金交付決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象事業が完了したときは、吉野川市有害鳥獣侵入防止柵設置補助金実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (2) 位置図（申請時と位置が異なる場合に限る。）
- (3) 設置後の侵入防止柵の写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは、吉野川市有害鳥獣侵入防止柵設置補助金交付額確定通知書(様式第5号)により当該交付決定者に通知するものとする。

(交付の請求)

第11条 前条の規定により通知を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、吉野川市有害鳥獣侵入防止柵設置補助金交付請求書(様式第6号)に振込先の通帳の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

(財産の処分の制限)

第12条 補助金の交付を受けて設置した侵入防止柵を移転しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、侵入防止柵の設置後5年を経過した場合は、この限りでない。

2 前項の規定によるもののほか、財産の処分の制限については、規則第18条に定めるところによる。

(補則)

第13条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に行った補助対象経費の購入について適用する。